

奨学寄附金を受入れる場合の取扱いについて

平成元年4月13日 制定

平成元年5月1日 改正

大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科」という。）における奨学寄付金の受入れにあたっては、下記により取扱うこととする。

記

- 1 200万円以下の奨学寄附金の受入れについては、科会又はそれに準ずる機関の審議を経た上で、研究科長が決裁する。
- 2 次に掲げる場合には、奨学寄附金の受入れについては、教授会の了承を経た上で、研究科長が決裁する。
 - (1) 受入金額が200万円を超える場合
 - (2) 奨学寄附金が、国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の政府、外国団体若しくは外国人からのものである場合
- 3 研究科長が決裁した200万円以下の奨学寄附金の受入れは、教授会に報告する。
- 4 この取扱いは、平成 年 月 日から実施する。